

柏市公園里親制度(アダプトプログラム)実施要領

制定 平成21年 4月 1日

施行 平成21年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、身近な公共空間である公園及び緑地（以下「公園」という。）の環境美化活動について、市民が里親となってボランティアで管理する公園里親制度(アダプトプログラム)の実施に関し必要な事項を定めることにより、公園を地域のシンボルとして共有化し快適環境に対する市民意識の高揚を図り、市民と行政の協働による公園づくりを推進することを目的とする。

(実施方法)

第2条 里親制度は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 里親となることを希望する者が自ら公園を定めて市長に申し出るもの

(2) 市長が公園を定めて里親活動者を募集するもの

(里親となれる者)

第3条 里親となれる者は、2名以上で構成する法人その他の団体とする。ただし、児童又は生徒が主たる構成員の場合は、安全確保のため、成人である者を当該団体の代表者として定めるものとする。

(活動内容)

第4条 里親は次の活動を行うものとする。

(1) 公園の清掃

(2) 公園の除草

(3) 草花等の植栽の手入れ（植栽がある場合）

(4) 遊具等の点検で異常等の情報提供

(5) その他市長と合意したもの

(届出)

第5条 里親となることを希望する団体は、柏市公園里親申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 里親に変更が生じたときは，市長に申し出なければならない。

(第7号様式)

(合意)

第6条 市長は，前項の申出書の提出を受けた場合においてその内容が適切であると認められるときは，当該団体と柏市公園里親合意書(第2号様式)を取り交わすものとする。

2 前項の合意書は，取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし，次条に規定する合意の解消が無い場合は，さらに1年間継続するものとし，以後も同様とする。

(合意の解消)

第7条 里親は，合意の解消を希望するときは，柏市公園里親辞退届(第3号様式)を市長へ提出するものとする。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは，合意を解消することができるものとする。

(1) 前項の届出があったとき

(2) 里親の活動が合意書の内容と異なったとき

(3) 里親が公共の利益に反し，又は反するおそれのある行為を行なったとき

(4) 当該公共用地を新たな目的のために使用する必要が生じたとき

(5) その他市長が特に認めたとき

3 市長は，前項の規定により合意を解消するときは，柏市公園里親合意解消通知書(第4号様式)により当該里親に通知するものとする。

(活動報告)

第8条 里親は，1年間の活動状況を柏市公園里親活動報告書(第5号様式)により翌年度の4月末までに市長に報告しなければならない。

(市の支援)

第9条 市長は，里親活動者対し，必要に応じ次に掲げる支援を行うことが出来る。

(1) 活動に必要な物品及び用具の貸与

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める支援

(賠償及び補償)

第10条 活動中の事故については、(市民活動災害補償保険・全国市長会市民総合賠償保険)により、その保険の範囲において、補償を行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要領は、平成22年6月1日から施行する。